

会社法改正による社会福祉法改正に伴う引用条文の変更

定款に「役員等の損害賠償責任の一部免除に関する規定」を定めている場合

* 即時の定款変更は求めず、次の定款変更時の対応で可（厚労省確認済）

全国経営協が平成 28 年に作成したモデル定款

会社法改正による社会福祉法の改正にともない、全国経営協のモデル定款（平成 28 年）で引用する「社会福祉法第 45 条の 20 第 4 項」が削除され、新たに「社会福祉法第 45 条の 22 の 2」が新設された。

定款に以下の規定がある場合は、次の定款変更を行う際に、引用条文を「社会福祉法第 45 条の 22 の 2」に変更することが必要。

本件は、法改正に伴う引用条文の変更であり、施行までの準備期間も短かったことから、引用条文の変更のみをもって直ちに定款変更手続きを行う緊急度は低く、他に定款変更を行う際にあわせて対応することで差し支えない（全国経営協において厚生労働省 社会・援護局 福祉基盤課に確認）

（責任の免除）

第〇条 理事、監事（又は会計監査人）が任務を怠ったことによって生じた損害について、社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第 45 条の 20 第 4 項（削除）→社会福祉法第 45 条の 22 の 2において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 113 条第 1 項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

（責任限定契約）

第〇条 理事（理事長、業務執行理事、業務を執行したその他の理事又は当該社会福祉法人の職員でないものに限る。）、監事（以下、この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金〇〇万円以上であらかじめ定めた額と社会福祉法第 45 条の 20 第 4 項（削除）→社会福祉法第 45 条の 22 の 2にて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 113 条第 1 項第 2 号で定める額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。